

■鋼橋小補修工事に関する事業者向け説明会 アンケート意見・質問回答

分類	番号	意見・質問等	回答
技術者に関する こと	1	設計技術者は専任の義務は発生するのか。	設計技術者（設計管理技術者及び照査技術者）は専任の義務は発生しません。
	2	設計技術者を個別契約毎に変更は可能か。	設計技術者（設計管理技術者及び照査技術者）は個別契約毎に変更が可能です。
	3	個別契約途中においても監理技術者等の変更が可能となればさらに参加し易い。	個別契約期間中において、原則として監理技術者届に記載された者の配置が必要です。 なお、病気・退職等やむを得ない事情による場合は、監督員の承諾を得て、同等以上の資格・業務実績を有する者であれば変更は可能です。
入札手続きに関 すること	4	別工事の手続きの際、Me守り契約方式による個別契約の実績は施工実績として認めるか。	個別契約のしゅん功時点で、施工実績として認められます。
	5	現場説明又は状況写真を入札関係資料として提示して欲しい。	現場の損傷状況写真は設計図書（対象橋梁展開図）として入札関係図書で提示しております。
詳細設計に関す ること	6	詳細設計や現地調査は別発注が良い。	補修を実施する施工者が、現地確認及び設計を自ら行うことで、受注者が保有するノウハウを活かしてより効率的かつ確実な補修が可能と考えております。
	7	設計は基本的に難易度の高いものは含まないとのことだが、調査結果から設計業務の中で諸々の検討がどの程度増えるか不安。	当初個別契約の補修箇所については、当社が想定する補修工法を設計図書で提示しております。
	8	すべての箇所を詳細設計するのではなく、標準図等を制定し損傷部位ごとに補修の標準パターン化（標準補修要領化）出来れば効率化できる。	なお、2回目以降の個別契約で実施する損傷箇所の補修工法については、受注会社の保有するノウハウにより補修を実施していただくことが可能ですが、発注者側として考えられる補修パターン毎のフローや、標準図による補修の標準化、設計の簡略化を検討していきます。
積算（費用）に 関すること	9	小規模工事は業者の見積を採用して欲しい。	
	10	工事完了時に施工会社見積りによる精算をすることなら損益に関する不安を払拭できる。	既契約中工事の施工実態を把握し、単価、諸経費等の積算に確実に反映していきます。
	11	施工箇所が多く、1カ所当たりの工事費が少ないため仮設備の経費割合が多くNEXCO諸経費と合わない。	
	12	当初入札で費用を積み上げるも歩掛の目安がない。歩掛開示など施工費が算出できる程度の情報を提供できないか	既契約中工事の施工実態を把握し、単価設定への反映が可能となり次第、歩掛開示など検討していきます。
	13	現場条件変更が多いことが予想され、金額・工期を変更協議することを明確に発注者が表明する図書であればより良い。	当社制定の「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」に則り、条件明示の明確化、適切な設計変更の実施に努めているところです。
	14	施工完了後の新単価決定ではなく、施工中に協議できるようにして欲しい。	
	15	毎年度の工事量が今の制度の規模では小さく利益が出ない。毎年の補修規模を拡大した工事量を設定して欲しい。	入札参加者個々の事情にもよるため、今後も応札状況等を注視しながら適切な補修規模を検討していきます。